

建築物の高さに関する制限	法 4 1 条 1 項
--------------	-------------

◎ 立地基準編第 4 章 (P126)

法第 4 1 条第 1 項で規定されている「建築物の高さに関する制限」については、次のとおりとする。

審査基準に建築物の高さについての要件が定められている場合で、次に掲げる事項のいずれかに該当するものにあつては、開発許可、法第 4 2 条第 1 項ただし書許可及び法第 4 3 条第 1 項の許可に際して法第 4 1 条の制限又は法第 7 9 条の許可条件を付加しないものとする。

- 1 工場等の業種によりその建築計画において、やむを得ず当該審査基準で定める高さを超えて建築しなければならない合理的な理由を有する場合。
合理的な理由の判断は、理由書、工場等の業種、建築計画図、設備計画図、機械の配置計画図等及び周辺地域の土地利用や環境への影響等を総合的に勘案して行うこととする。
- 2 既存建築物が当該審査基準で定める高さの限度を超えている場合。
ただし、この場合、計画建築物の高さは既存建築物の高さ以下となるように努めること。